

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	塩酸
製品コード	B2-15
整理番号	B2-15-6
供給者の会社名称	林 純薬工業株式会社
住所	大阪府大阪市中央区内平野町3丁目2番12号
担当部門	環境・品質保証部
電話番号	06-6910-7305
FAX番号	06-6910-7300
緊急連絡電話番号	06-6910-7305

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	金属腐食性物質 区分1
健康有害性	急性毒性(経口) 区分4
	急性毒性(経皮) 区分外
	急性毒性(吸入:ミスト) 区分4
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分1
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1
	呼吸器感作性 区分1
	皮膚感作性 区分外
	発がん性 区分外
	特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分1(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分1(呼吸器系 歯)
環境有害性	水生環境急性有害性 区分1
	水生環境慢性有害性 区分外
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

H290 金属腐食のおそれ
H302+H332 飲み込んだり、吸入すると有害
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ
H370 呼吸器系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系、歯の障害
H400 水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

他の容器に移し替えないこと。(P234)
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

応急措置	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
	取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
	屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
	環境への放出を避けること。(P273)
	保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
	呼吸用保護具を着用すること。(P284)
	皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
	吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
保管	直ちに医師に連絡すること。(P310)
	物質被害を防止するため流出したものを吸収すること。(P390)
	漏出物は回収すること。(P391)
廃棄	耐腐食性内張りのある耐腐食性容器で保管すること。(P406)
	施錠して保管すること。(P405)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学物質

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学特性	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
塩化水素	35～37%	HCl	1-215	公表	7647-01-0

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

塩化水素(政令番号:98)

毒物及び劇物取締法

劇物(指定令第2条)

塩化水素を含有する製剤。ただし、塩化水素10%以下を含有するものを除く。

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、安楽に待機させ、窮屈な衣服部分を緩めてやる。

直ちに医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

汚染した衣服、靴、靴下を脱がせ遠ざける。接触した身体部位を水で十分洗う。

医師の手当、診断を受けること。

目に入った場合

直ちに清浄な流水で15分以上洗眼する。

直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

直ちに多量の水を飲ませる。

直ちに医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

この製品自体は、燃焼しない。

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

使ってはならない消火剤

高圧棒状放水で漏洩物を飛散させない。

特有の危険有害性

火災時に刺激性もしくは有毒なフェュームまたはガスを発生する。

特有の消火方法	周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に消火する。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置	立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な保護具を着用し、風下で作業を行わない。
環境に対する注意事項	汚染された排水等が適切に処理されずに環境に排出しないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	砂又は不活性吸着剤を撒いて、できるだけ掃きとり密閉できる空容器に回収し、安全な場所に移す。 回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。 長時間または反復の暴露を避ける。 漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分ににする。 作業後は容器を密栓し、うがい手洗いを十分ににする。 取り扱う場合は局所排気内、又は全体換気設備のある場所で取り扱う。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 眼、皮膚、衣服との接触を避ける。
安全取扱注意事項	
保管	
安全な保管条件	直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。 その他毒物及び劇物取締法等の関連法規の定めるところに従い保管する。
安全な容器包装材料	遮光した気密容器

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH
塩化水素	設定されていない	5ppm 7.5mg/m ³	2ppm(STEL, 上限値)

設備対策	取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
------	--

保護具	
呼吸器の保護具	酸性ガス用防毒マスク、自給式呼吸器(火災時)
手の保護具	保護手袋
眼の保護具	保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具	不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、ゴム長靴

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	液体
形状	液体
色	無色透明
臭い	刺激臭
臭いのしきい(閾)値	データなし
pH	1以下(25℃)

沸点、初留点及び沸騰範囲	108.58℃(共沸点)
引火点	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル＝1)	情報なし
燃焼又は爆発範囲	データなし
蒸気圧	情報なし
蒸気密度	1.3 (空気＝1)(塩化水素)
比重(密度)	約1.18g/cm ³ (20℃)
溶解度	水と混和する
オクタノール／水分配係数	0.25(塩化水素)
動粘性率	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の手扱い条件においては安定。加熱により有毒な塩化水素ガスを発生する。
危険有害反応可能性	強酸で、塩基と激しく反応する。酸化剤及び有機過酸化剤と混触すると発熱、発火する。多くの金属に作用して、引火爆発性の水素ガスを発生する。
避けるべき条件	日光、熱。還元性物質、強酸化剤、塩基、アミン類、アルカリ金属、銅、銅合金、アルミニウム、金属との接触。
危険有害な分解生成物	塩化水素、塩素、水素

11. 有害性情報

製品として	
急性毒性	データなし
塩化水素として	
急性毒性：経口	ラットLD ₅₀ = 238～277 mg/kg、700 mg/kg (SIDS (2009))より、危険性の高い方の区分3とした。
急性毒性：経皮	ウサギLD ₅₀ > 5010 mg/kg (SIDS (2009))に基き区分外とした。
急性毒性：吸入(気体)	ラットLC ₅₀ = 4.2, 4.7, 283 mg/L/60min(4時間換算値：順に、1411、1579、95083 ppm)(SIDS (2009))より、危険性の高い方の区分3とした。
急性毒性：吸入(粉じん、ミスト)	エアゾールのデータ、ラットLC ₅₀ = 1.68 mg/L/1h (SIDS (2009))。この値の4時間値 0.42 mg/L に基づき区分2とした。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1～4時間曝露により濃度次第で腐食性が認められていること(SIDS (2009))、マウスあるいはラットに5～30分曝露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍が起きていること(SIDS (2009))、またヒトでも軽度～重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告もある(SIDS (2009))。以上より、本物質は腐食性を有すると考えられるので区分1とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	皮膚腐食性で区分1に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸曝露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述があり(SIDS (2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれ記載されている(SIDS (2002)) ので区分1とした。なお、EU分類ではC、R34に分類されてる。
呼吸器感受性	日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感受性化学物質の一つとしてリストアップされているので区分1とした。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤に曝露後気管支痙攣を起こし、1年後になお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある(ACGIH (2003))。
皮膚感受性	モルモットのMaximization TestおよびマウスのEar Swelling Testでの陰性結果(SIDS (2009))に加え、15人のヒトに感作誘導後10～14日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった報告(SIDS (2009))があり、区分外とした。
生殖細胞変異原性	In vivo試験のデータがないため分類できない。なお、Ames試験では陰性、in vitro染色体異常試験では低pHに起因する偽陽性が見られている(SIDS (2009))。

発がん性	データはすべてラットまたはマウスの妊娠期に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能または生殖能に対する影響については不明であるので、データ不足のため「分類できない」とした。
生殖毒性	データはすべてラットまたはマウスの妊娠期に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能または生殖能に対する影響については不明であるので、データ不足のため「分類できない」とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001)、(IARC 54(1992)、ACGIH (2003))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認められている(ACGIH (2003)、SIDS (2009))。以上のヒトおよび動物の情報に基づき区分1(呼吸器系)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトで反復曝露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS (2002)、EHC 21(1982)、DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている(DFGOTvol.6 (1994))。これらの情報に基づき区分1(歯、呼吸器系)とした。
12. 環境影響情報	
生態毒性	情報なし
塩化水素として	
水生環境有害性(急性)	甲殻類(オオミジンコ)の48時間 $EC_{50}=0.492\text{mg/L}$ (SIDS、2005)他から、区分1とした。
水生環境有害性(長期間)	水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分外とした。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。 中和法:徐々に石灰乳などの攪拌溶液に加え中和させた後、多量の水で希釈して処理する。
汚染容器及び包装	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意	
国際規制	
海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1789
Proper Shipping Name.	HYDROCHLORIC ACID
Class	8
Packing Group	II
Marine Pollutant	applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code	applicable
航空規制情報	
UN No.	1789
Proper Shipping Name.	HYDROCHLORIC ACID
Class	8
Packing Group	II
国内規制	
陸上規制情報	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1789
品名	塩酸

クラス	8
容器等級	II
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによる ばら積み輸送される液体物質	該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1789
品名	塩酸
クラス	8
容器等級	II
特別安全対策	運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。
緊急時応急措置指針番号	157

15. 適用法令

労働安全衛生法	特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)
毒物及び劇物取締法	劇物(指定令第2条)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬向精神薬原料(法別表第4(9)、指定令第4条)
消防法	貯蔵等の届出を要する物質(法第9条の3・危険物令第1条の10六別表2) (塩化水素を含有する製剤、36%以下を含有するものを除く)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項(2) 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
船舶安全法	腐食性物質(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	危険物・腐食性物質(法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)

16. その他の情報

参考文献	国際化学物質安全性カード(ICSC) 16313の化学商品(化学工業日報社) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 The Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH
その他	当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。 現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。 当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。 当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。 国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。

このSDSは林 純薬工業株式会社の著作物です。

当該物質の日本語によるSDSと他国言語にて翻訳されたSDSが存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。